第２期君津地域広域廃棄物処理事業
～広域廃棄物処理事業における
ＰＦＩ活用事例～



令和８年１１月５日（木）

木更津市 君津市 富津市 袖ケ浦市 鴨川市 南房総市 鋸南町

はじめに・・・

広域事業の廃棄物処理施設でBOO方式・・・

とても特異な事例ですが、特異であるのは、それなりの理由がございます。

なので、「ウチの事例はこんなに素晴らしい、皆様も是非！」
なんてお話をしたい訳ではなく、

ひらたく言えば、「ま、こんな事例もありますけどね・・・」
といったように、参考程度に捉えて頂けると幸いです。

そんなお話に、ほんの少し、おつきあいください。

千葉県富津市　広域廃棄物処理事業室　佐野
（袖ケ浦市からの派遣です！）

第２期君津地域広域廃棄物処理事業とは①

事業名称　第2期君津地域広域廃棄物処理事業

・参加自治体：木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市・鴨川市・南房総市・鋸南町

・PFI 事業者　㈱上総安房クリーンシステム

施設名称　第2期君津地域広域廃棄物処理施設

〇施設規模
　486t／日（162t／日×3炉）
〇処理方式
　シャフト炉式ガス化溶融炉
　（溶融温度：約1,800℃ ）
〇高温による溶融で最終処分量の最小化
〇ごみ処理発電による余剰電力の売却により、自治体負担の軽減を図る



第２期君津地域広域廃棄物処理事業とは②

●千葉県南西部の７自治体（６市１町）による共同のごみ処理事業

・廃棄物（一廃+産廃）処理施設の共同運営

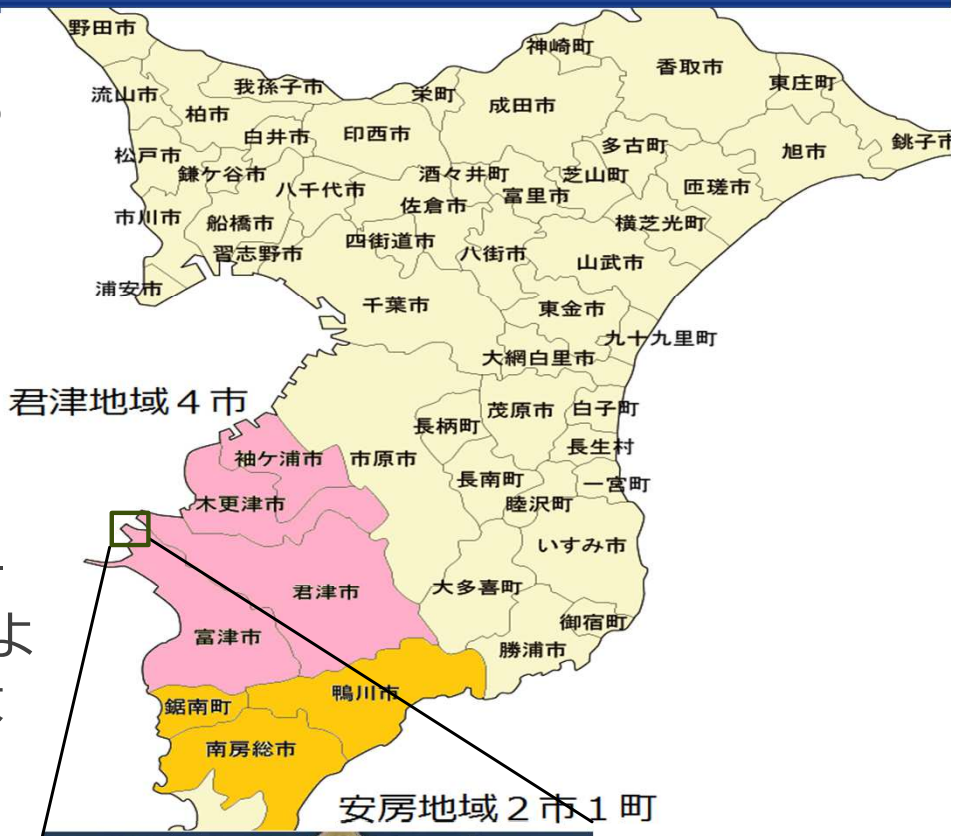
・富津市に処理施設を設置

●ＰＦＩ（ＢＯＯ方式）による発注

民間事業者が資金調達から施設所有までを一貫して行うタイプのPFI事業を採用することにより、民間事業者が有する技術やノウハウを最大限活用。

●自治体の共同方式は協議会方式

一部事務組合設立のような手続きの煩雑さがなく、一部自治体に負担が寄らない。その上で、交付税措置等の対応をとることが可能。





資料構成

1　本事業の概要

（1）本事業の参加自治体
（2）事業スケジュール
（3）施設の役割
（4）事業方式と事業運営の仕組み
（5）*PFI*事業者の概要

2　新施設整備の背景

（1）広域事業となった経緯
（2）協議会の設立
（3）*PFI*事業（*BOO*方式）とした経緯
（4）事業者及び事業用地選定の経緯

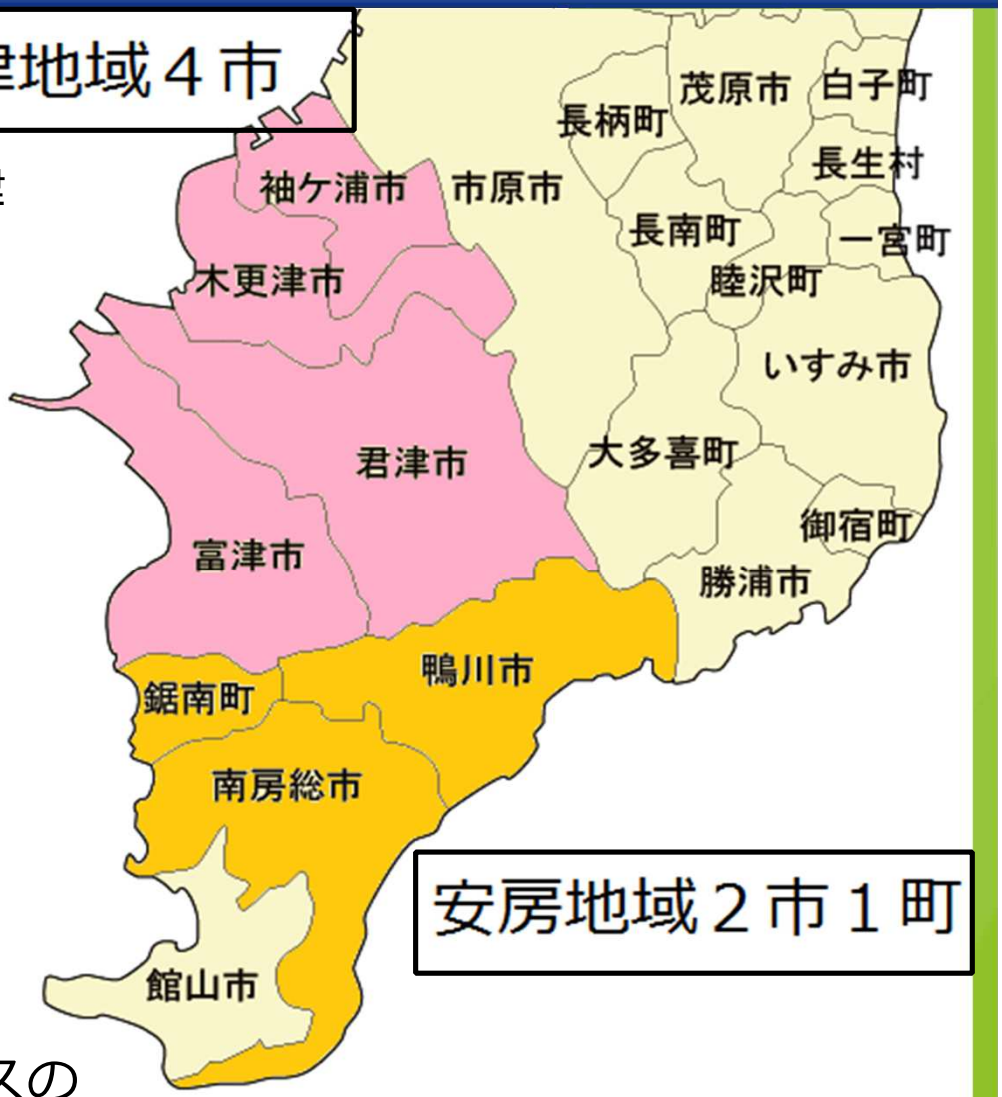
（１）本事業の参加自治体

○**君津地域の４市**（木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市）と**安房地域２市１町**（鴨川市・南房総市・鋸南町）が共同で実施

○７自治体の合計面積
約１，１３０㎢
→千葉県の全面積の約２２％

○７自治体の合計人口
約３８万人（令和８年９月時点常住人口）
→千葉県の全人口の約６％

○アクアラインによる都心からのアクセスの良さを活かし、君津地域は沿岸部に工業地帯があり、安房地域は南房総国定公園などを中心とした観光産業が盛んな地域



（２）事業スケジュール①

平成１４年　　**君津地域４市による君津地域広域廃棄物処理施設の稼働開始**

事業者名：㈱かずさクリーンシステム（第３セクター）

平成２６年　　**君津地域（４市）による次期事業の検討開始**

平成２９年１０月

安房地域（２市１町）による参加申し入れ

平成３０年８月

基本構想（４市のみのケースと７市町のケースを併記）

「(仮称）第２期君津地域広域廃棄物処理事業 基本構想」

平成３０年１０月～平成３１年３月

民間提案手続き（PFI法(※)第６条による）

平成３０年１２月

安房地域（２市１町）の正式参加

※本資料における「ＰＦＩ法」とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」のことを指します

（２）事業スケジュール②

平成３１年３月　**施設整備基本計画**

「(仮称）第２期君津地域広域廃棄物処理事業 施設整備基本計画」

平成３１年４月　**７自治体による協議会設置**

（木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市 及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会）

令和元年９月～令和２年３月

公募型プロポーザルによる事業者選定手続き

令和２年８月　**事業契約締結（同年９月に７市町議決完了）**

令和２年１０月～ 令和５年３月

環境影響評価手続き

令和５年９月 ～ 令和９年３月

建築・プラント工事

令和９年４月 ～

施設稼働開始予定

PFI事業者にて実施

（３）施設の役割

７自治体　業務範囲

市民･町民

各市町の中継施設

資源化

新施設
（㈱上総安房クリーンシステム）



㈱上総安房クリーンシステム業務範囲

スラグ・メタル → **資源化**

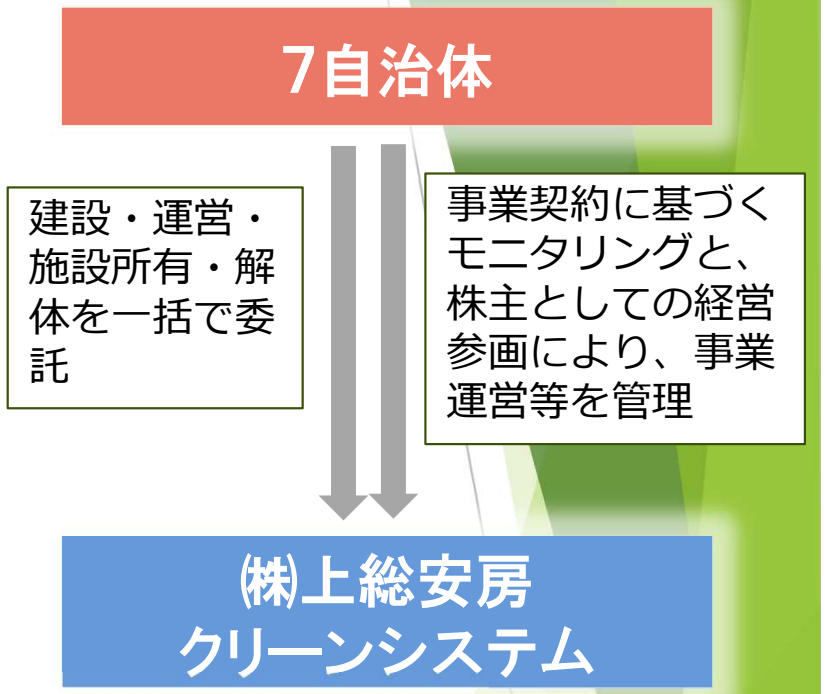
飛灰 → **最終処分場**

・７自治体から排出される燃やせるごみ、不燃残渣、し渣・脱水汚泥等を処理。

（４）事業方式と事業運営の仕組み

■ 事業方式　：PFI事業（BOO方式）

・施設の建設、維持管理、運営等を**民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活用するために、**施設所有も民間に委託するBOO方式（**B**uild:建設 **O**wn:所有 **O**perate:運営）を採用。



■ 総事業費　：約９０１億（税込み）

（令和８年３月変更契約時）

・建設費および２０年間の運営費を含む
・建設費のスライドによって、令和８年３月に変更契約締結
・運営費は物価水準を用いて見直し予定

（５）ＰＦＩ事業者の概要

ＰＦＩ事業者：**（株）上総安房クリーンシステム**

・７自治体と民間事業者が出資して設立する特別目的会社

・資本金：２４億円

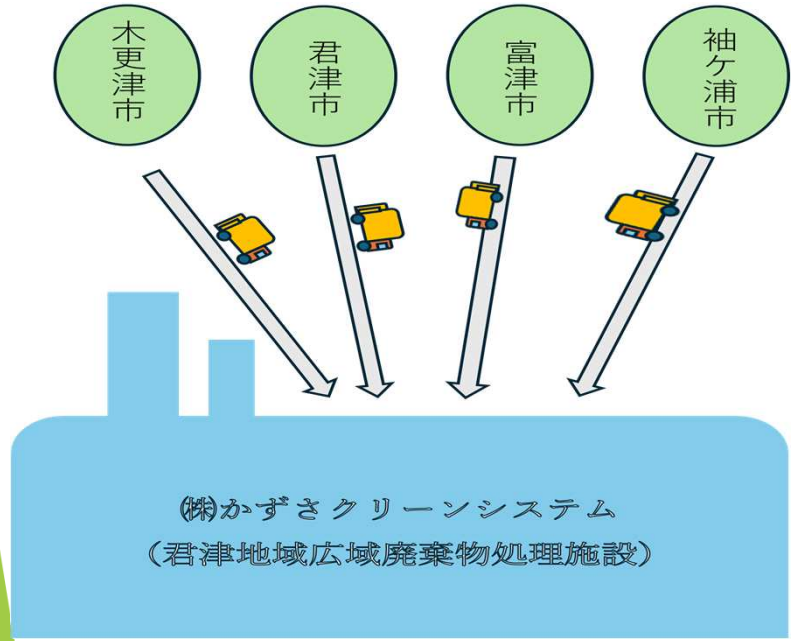
◆７自治体・民間事業者と出資比率

区分	名称	役割	特別目的会社への出資比率（議決権ベース）
７自治体		発注者	３５％
民間事業者			
	日鉄エンジニアリング株式会社（代表企業）	環境アセスメント、設計・建設工事	４９％
	鹿島建設株式会社	土木・建築工事	９％
	株式会社広築	築炉工事（溶融炉の耐火物工事）	５％
	株式会社市川環境エンジニアリング	運営・維持管理	２％
			計100%

（１）広域事業となった経緯①

○従来より**君津地域４市**（木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市）においては、４市での共同事業を数多く行っていた経緯がある。（病院事業、水道事業、のちに火葬場事業なども）

○平成14年（2002年）より、共同事業である**君津地域広域廃棄物処理事業**として、４市で発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の一部の処理を、第３セクター方式で㈱かずさクリーンシステム」に委託。
・第３セクター方式だが、民間側の出資比率が高い点で、ＰＦＩ方式に類似。
・㈱かずさクリーンシステムの設立時の平成１０年は、ＰＦＩ法施行（平成１１年）の前年。



㈱かずさクリーンシステム概要

資本金	20億円（4市も出資する第３セクター）
出資者	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市　各9%　（自治体合計３６％） 日鉄エンジニアリング㈱　49% ㈱鹿島環境エンジニアリング　8.9% ㈱市川環境エンジニアリング　6.1%　（民間合計６４％）
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉
施設規模	450t/日（第一工場100t/日×2炉、第二工場125t/日×2炉）
所在地	木更津市新港17-2

（１）広域事業となった経緯②

・平成２６年度より、**君津地域の4市**が君津地域広域廃棄物処理事業（かずさクリーンシステム）の後継事業の検討を開始する。

・安房地域においては３市１町共同でごみ処理施設の整備を目指していたが、検討に時間を要したため、各自治体の考え方に相違が生じ、一部の自治体がごみ処理施設整備における３市１町の枠組みから離脱するに至る。このことから、**安房地域**は、君津地域の事業への参加を検討するため、平成29 年10月に更なる広域化に関する協議の申し入れを、君津地域の４市に対して行う。

・事業連携に関する調査研究の結果、安房地域との更なる広域化の推進は、**行政の効率化**の観点から有効と判断され、安房地域からの事業参加への正式申し入れ、および君津地域からの回答により、**本事業は安房地域２市1町を加えた事業**となりました。

安房地域からの申し入れ経緯

H29.10.23	事業参加申し入れ　（11/22　了承）
H30.7	事業連携に関する調査・研究結果の報告
H30.10.17	事業への正式申し入れ
H30.11.20	君津地域より申し入れに係る検討書にて回答
H30.12.25	「覚書」を締結し、安房2市1町が正式参入



（２）協議会の設立

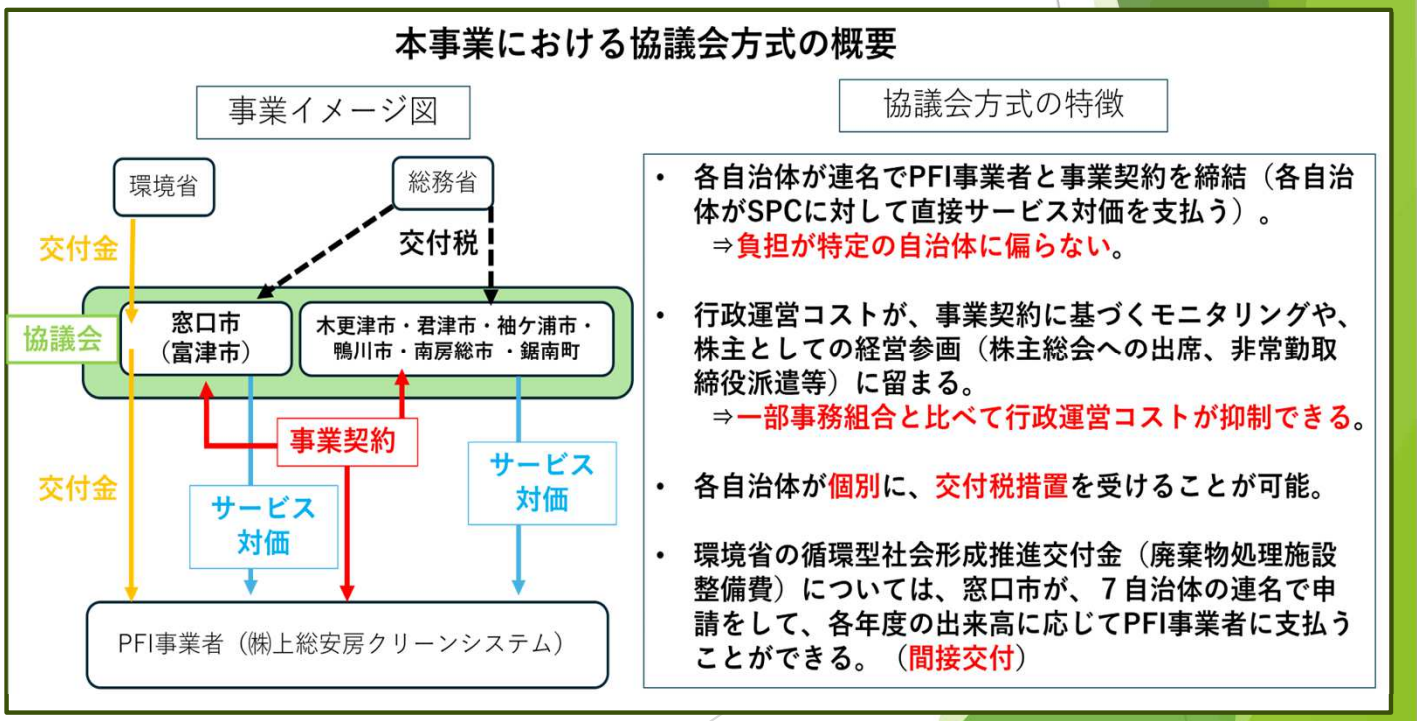
本事業の実施にあたり、７自治体の共同事業における組織形態として、負担が特定の自治体に偏らず、各自治体が交付税措置を受けることができ、設立手続きも比較的容易な「**協議会方式**」を採用。

※協議会方式は法人格を有しないため、公共側が施設を所有しないBOO方式との親和性がある。
※事業開始から施設の運営開始までの時間的切迫があったため、一部事務組合の設立手続きを行っては、次期施設の稼働開始が前施設の運営終了に間に合わない可能があったことも上記判断材料の一つ。

本事業における協議会

名　称：木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市 及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会
設置日：平成31年4月1日
事務局：木更津市環境部
　　まち美化推進課（当時）
（R3.4.1より立地市である富津市へ事務局および交付金の窓口市が移転）

根　拠：自治法第252条の2第2項



（３）PFI事業（BOO方式）とした経緯①

○事業方式の検討
　本事業の事業方式について、公設公営からＰＦＩ事業までを選択肢として検討することが「（仮称）第２期君津地域広域廃棄物処理事業 基本構想」に示される。

○民間提案制度の活用
　事業の効率的な推進のため、PFI法 第６条で規定されている「**民間提案制度**」を活用し、結果として、日鉄エンジニアリング（株）からの提案を受け、事業展開を検討していくことになる。

（→民間提案の内容に、PFI（BOO方式）に係る提案が含まれていた。）

ＰＦＩ法第６条（実施方針の策定の提案）
第１項
　特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、**当該特定事業に係る実施方針**を定めることを**提案**することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。
第２項
　前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

（３）PFI事業（BOO方式）とした経緯②

○PFI（BOO方式）の選択

①検討時において、第１期事業（君津地域広域廃棄物処理事業）と同じ第３セクター方式では環境省の交付金（循環型社会形成推進交付金）を受けることができなくなっていた。
②君津地域における第１期事業の君津地域広域廃棄物処理事業が、第３セクター方式の中でも、民間側の出資比率が比較的高い方式であったことから、類似点が多く、比較的導入へのハードルが低かった。

などの理由から・・・

「（仮称）第２期君津地域広域廃棄物処理事業施設整備基本計画」において、本事業をPFI事業とし、**BOO方式を採用**するが示される。

本期事業における主な基本条件
・PFI（BOO）方式による公募事業
・環境省交付金対象事業であること
・事業用地は民間が提案
・2027（R9）年4月の供用開始を遵守
など

（４）事業者及び事業用地選定の経緯

公募型プロポーザルにより民間業者からの**提案を募集**
（事業用地選定・事業運営方法を含む）

↓ R1.9.9　公告
要求水準により基本条件を提示

日鉄エンジニア株式会社グループ1者より提案書の提出あり
（事業方式・事業用地の提案を含む）

↓

外部の学識経験者等で構成された**事業者選定委員会で審査**

↓ R2.3.17　ヒアリング
同日中に選定結果を協議会長へ答申

７自治体の協議会によって、提案された事業内容を評価し、提案を採用
（優先交渉権者を日鉄エンジニア株式会社を中心とするグループに決定）

最後に・・・

広域事業の廃棄物処理施設でBOO方式・・・

　この事業方式の決定につては、事業環境（事業用地について提案事業者が適地を確保できたこと）や過去の経緯（第１期事業における、BOO方式に近い形の第３セクター方式の実施）等により、可能となった部分が多いものでした。

　つまりは、必ずしも、どの団体様にも当てはまるケースではないものと思われます。

（実際、本事業を進めていく中で、BOO方式にも様々な課題がありました。）

　また、スケジュール的にはかなり厳しい日程で、事業方式等の検討等を行っており、現時点でスケジュール通りに事業が進捗しているのも、当時担当した方々の努力や苦労のほか、いわゆる偶然（奇跡とも言えます）が寄与した部分が少なくありません。

なので、最後に申し上げます。

　事業内容および方式の検討は、早すぎるくらい早い時期に着手することを、強くおすすめします！

ご清聴、ありがとうございました。